

# 規 約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 このクラブは、輪之内スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）という。

### (事務所)

第2条 このクラブは、主たる事務所を安八郡輪之内町中郷新田1495地内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 このクラブは、地域住民に対して総合型スポーツクラブとして、生涯スポーツ活動の振興を図り、健康づくりとコミュニケーションづくりに寄与することを目的とする。

### (活 動)

第4条 このクラブは、前条の目的を果たす為、以下の活動を行う。

- (1) 健康づくりの場（機会）を提供する
- (2) 地域でのコミュニケーションの場（機会）を提供する
- (3) スポーツを楽しむ場（機会）を提供する

### (事 業)

第5条 このクラブは、第3条の目的を果たす為、次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室・スポーツセミナー
- (2) 各種講習会スポーツ研修会
- (3) イベント事業
- (4) 支援事業（スポーツ少年団・社会スポーツ）
- (5) スポーツ施設の管理運営
- (6) クラブに関する広報活動
- (7) その他本クラブ目的達成のために必要な事業

## 第3章 会 員

### (資 格)

第6条 このクラブに入会するものは次の要件を備えていること。

- (1) クラブの目的に賛同する者
- (2) クラブの定める諸規定を遵守する者

2 クラブの会員は次の3種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 一般会員
- (3) 子ども会員（中学生以下の会員）

### (入 会)

第7条 このクラブへの入会は、別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

(1 8歳未満の者については保護者の承認を得ること)

2 理事長は、前項の入会申込書の提出があった場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱会届けの提出があったとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会費の納入を怠ったとき。

#### (脱 会)

第10条 会員はクラブが別に定める脱会届けを提出し、任意に脱会することができる。

#### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) このクラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 組 織

#### (役員及び定数)

第13条 このクラブに次の役員を置く。

- (1) 理 事 20名以上30名以下
- (2) 監 事 2名
- (3) 顧 問を置くことができる。

2 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長を若干名置く。

#### (選 任)

第14条 役員は総会において選任する。

2 理事長、副理事長、会計、事務局長は理事の互選とする。

#### (職 務)

第15条 理事長は、このクラブを代表しその業務をおこなう。

2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に万が一事故が生じた場合、あらかじめ理事長が指名した副理事長によって、その業務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、理事会の決議に基づき、このクラブの業務を執行する。

4 監事は次の業務を行う。

- (1) 理事の業務執行を監査すること。
- (2) このクラブの財産の状況を監査すること。
- (3) 理事の業務執行状況及び、このクラブの財産の状況について理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

#### (任 期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

3 役員は就任又は任期満了後において、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の決議によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に支障をきたすと認められた場合。
- (2) 職務上の義務違反により、役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬)

第19条 役員は予算の範囲内で報酬を受けることができる。

- (1) 役員にはその職務を執行するために要した費用を支払うことができる。
- (2) 前項に対し必要な事項は、総会の決議を経て理事長が別に定める。

#### (事務局)

第20条 このクラブの事務を処理するため事務局を設ける。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 このクラブの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員の代表会員（以下「代表会員」という。）をもって構成する。

#### (機能)

第23条 総会は、以降の事項について決議をする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
- (5) 事業報告及び収支決算。
- (6) 役員を選任及び解任、職務、報酬の変更など。
- (7) 入会金及び会費の変更など。
- (8) その他運営に関する重要事項。

#### (開催)

第24条 通常総会は、毎年度末に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第3号の規定により、監事から招集されたとき。

### (招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前迄に通知しなければならない。

### (議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した代表会員の中から選出する。

### (定足数)

第27条 総会は代表会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

### (議 決)

第28条 総会の議事は、この規定に定めるものの他、出席した代表会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することとする。

### (表決権等)

第29条 代表会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない代表会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した代表会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する代表会員は、その議事の議決に加わることはできない。

### (議事録)

第30条 総会の議事について次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代表会員の総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合は、その数を追記することとする。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び決議の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構 成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

### (機 能)

第32条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

### (開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前迄に通知しなければならない。

#### (議 長)

第35条 理事会の議長は、副理事長がこれにあたる。

#### (議決等)

第36条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決することとする。

#### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決とすることができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者人数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過、概要及び決議の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第39条 このクラブの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

**(事業計画及び予算)**

第40条 このクラブの事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し総会の決議を経なければならない。

**(事業報告及び決算)**

第41条 このクラブの事業報告書、収支計算書、貸借対象表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の決議を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

**(事業年度)**

第42条 このクラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

## 第8章 規約の変更、解散及び合併

**(規約の変更)**

第43条 このクラブが規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上をもって議決する。

**(解 散)**

第44条 このクラブは、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議（このクラブが解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。）

(2) 正会員の欠亡

(3) 合 併

**(残余財産の帰属)**

第45条 このクラブが解散したときに残存する財産は、輪之内町に寄贈するものとする。

**(合 併)**

第46条 このクラブが合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を必要とする。

## 第9章 事故の責任

**(事故の責任)**

第47条 会員はクラブの活動に際し、クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い自己の責任において行動するものとする。これに違背して盗難、傷害等の事故が起きてもクラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする

**(保険の加入)**

第48条 会員はクラブが指定する保険に加入することを原則とする。クラブはその活動中の傷害については保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。未加入の者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わない。

**(破損の措置)**

第49条 使用施設・設備等を破損させ施設管理責任者に損害を与えた場合は、原則として使用者の責任において弁償等復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において生じた破損については、使用者は直ちにクラブと連絡を取り、そのつど協議して対策をとるものとする

## 第10章 個人情報

### (個人情報の取り扱い)

第50条 クラブの活動を通して知り得た個人情報は、クラブの活動以外の目的では、使用しないものとする。

2 個人情報は、原則として本人の許可を得ず第三者に公開しないものとする。ただし、サービスの種類によっては、必要な範囲で第三者に通知する場合がある。(保険の加入、けが等による病院での治療、イベントなどの案内のために必要事項を通知する場合など)

## 第11章 雑則

### (細則)

第51条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この規約は、このクラブの設立の日から施行する。
- 2 このクラブの設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長

副理事長

理事

監事

会計

事務局長